

平成29年度 智頭町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月9日(金)午後2時
2. 開催場所 智頭町総合センター 3階 中会議室
3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	出	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	出
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	出	16	中澤 一博	出

計 16名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 無し

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

(1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

(5) 農地法第35条第1項に基づき通知を受けた農地の写真評価結果について

第3 報告

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について

6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十九年度、第三回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席状況は、欠席はありませんので十六名中十六名の出席となります。過半数の出席となりますので総会は成立します。
- 議長 それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において十四番古常吉委員、十五番國岡美保子委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)
異議なしと認め決定いたします。
- 局長 それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第三条の規定による許可申請について農地法第三条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成二十九年六月九日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
番号一番について事務局の説明をお願いします。
- 局長 議案第一号をご覧下さい。番号一番を説明いたします。
本件は、農地の有償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。
譲渡人は大字智頭の〇〇〇〇さん、譲受人は大字奥本の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字奥本地内にある畑一筆で百五十一平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大のため、申請の農地を買い受けて耕作するものであります。
- 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
- まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳で確認した結果貸付人は存在しません。また登記簿謄本で確認したところ、問題はあります。
- 次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、譲受人の両親共に四十年、本人も十年の農作業経験があり、必要な農機具は所有されていますので効率的に利用されるものと思います。
- 次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で
- 一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されているか。
 - 二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、この場合該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、年間百五十日以上に必要な農作業に従事すると認められます。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積についてですが、当管内の下限面積は二十アールで、既に二十五アール所有していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、現在も耕作しており周辺農業に支障を生ずるおそれはないと思われれます。

申請年月日は平成二十九年五月十八日、事務局は同日受付になっております。位置については、一から三ページです。

地区担当の席番十番岡野吉勝委員に、調査結果の報告をお願いいたします。

岡野委員

調査結果の報告をします。五月二十九日に兩人に会いました。今回の申請農地は、譲受人の自宅の裏手であり、これまでも譲受人の父親が管理していたものであります。譲渡人は長らく智頭に住んでおり、今後も耕作する事は難しいという事で、今回の申請に至ったわけです。以上、問題ありません。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。

平成二十九年六月九日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局長

議案第二号をご覧ください。今回議案が追加されていますので、続けて説明させていただきます。

智頭町長より平成二十九年五月三十日付け、追加分が平成二十九年六月八日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が四筆で、面積は合計八千二百六十五平方メートル、追加

分は継続の利用権設定の計画が六筆で、面積は合計四千三百七十四平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

異議なしと認め原案の通り決定します。

続きまして追加議案第三号、農地法第三十五条第一項に基づき通知を受けた農地の写真評価結果について

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構理事長より農地法第三十五条第一項に基づき通知を受けた農地の写真評価結果について、現地調査が必要か、意見決定を求める。

平成二十九年六月九日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局長 追加議案第三号をご覧ください。

この度、鳥取県農業農村担い手育成機構より、機構への貸出希望の通知を受けた農地の写真評価結果について、現地調査が必要かどうかの意見決定を求めるということで来ております。これは昨年度の利用状況調査の結果を受けて、利用意向調査をし、その後地主の方から担い手育成機構へ貸し出しても良いという回答を受け、総会でもお諮りいただいて、本年一月十八日付けで機構へ申し出をしていたしました。その結果について、既に

借り受けないと決定した理由をいただいているのですが、まず農振地域区域外は受けないという事を一つの条件として、写真で判断したということ、現地調査しないで借り受けないと決定するけども、それで良いかどうかという確認のようです。おそらくこれで駄目だといって現地調査を行っても、結果は変わらないであろうと思うのですが、農業委員会として異議があれば現地に行くということのようです。

議長 　ただいま事務局から説明していただきました。昨年度の利用状況調査の結果から、担い手機構に預けても良いという農地について、機構に出した結果、写真判定で決まったということです。この結果でよろしいかということです。いやいや現地も見てもらって判断していただきたい、という農地があればしていただけるようです。ただし見たところで借り受けられるかどうかはわからない。問題は借り受けられなかった場合、その後どうするかが問題となるわけです。耕作出来ない状態でなければ非農地扱いとして処理することも考えなければならない。ただ農振農用地であるとか、圃場整備をしてある農地は非農地にするわけにはいかないのだからここは考えなければならない。

局長 　それでは別紙をご覧ください。
(議案書に基づいて、個別の写真評価(案)の内容を説明)

議長 　以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり現地調査は必要なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
異議なしと認め原案の通り決定します。
本日の提出案件はすべて終了しました。
続いて報告事項に移ります。

(一) 農地法第十八条第六項の規定による通知書について
農地法第十八条第六項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告する。
平成二十九年六月九日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局に説明をお願いします。

局長 　報告(一)をご覧ください。農地法第十八条第六項の規定による通知書を六件受理しました。これは、利用権設定による使用貸借六件の合意解約です。

(報告書に基づき、個別の内容説明)
議長 　農地法第十八条第六項の規定による通知書の報告が終わりました。
報告(一)について、ご質問、ご意見等はございませんか。(ありませんの声)
質問、意見等ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思っております。
以上で、本日の報告案件は終了します。
その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。
・農地転用事業進捗状況報告について
議長 以上をもちまして、平成二十九年度第三回総会を閉会いたします。
局長 ありがとうございます。
次回総会は、七月十日月曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十九年六月九日

会 長 小 林 功